

● コンプライアンスに関する基本方針

MUFGは、2021年4月、経営ビジョンの名称を「MUFG Way」に変更すると共に、共有すべき価値観・中長期的にめざす姿とあわせて、社会における存在意義（パーパス）を新たに定義しました。「MUFG Way」は当社グループが経営活動を遂行するにあたっての最も基本的な姿勢を示した価値観であり、すべての活動の指針とするものです。MUFG Wayのもとにグループの役職員が日々いかに判断し行動すべきかの基準として行動規範を定めています。行動規範では、国内外のあらゆる法令を遵守

し、公正・透明な企業活動を誠実に行之、社会からの信頼・信用を守り高めていくことを表明しています。

また、グローバルな業務展開が進展する中、マネー・ローンダリングや贈収賄の防止、競争法への対応等、各国の法令・規制の動向を注視するとともに、金融犯罪の動向にも十分に注意を払っています。

行動規範

この行動規範は、MUFG Wayの下に、グループの役職員が日々いかに判断し行動すべきかの基準を示すものであり、疑問を持ったり、正しい選択かどうか判断が難しいといったジレンマに直面した場合の指針となるものです。

第1章は、お客さまに対する姿勢です。

私たちは、公正・透明な企業活動を誠実に行之、常にお客さま本位で考え行動します。これは、私たちの業務の基本を成すものです。

第2章は、良き企業市民としての社会に対する責任です。

私たちMUFGグループは、お客さまのみならず、地域社会、国際社会等からの信頼と信用の下に成り立っています。私たちは、グローバルレベルで社会に対する責任を負っています。

第3章は、日々の職場における心構えです。

私たちMUFGグループが企業として成長を続け、お客さまや社会に貢献していくために、私たちは活力があり働きがいのある職場作りをめざします。

第1章 お客さまに対する姿勢

私たちは、常にお客さま本位で考え、お客さまの信頼・信用に応えます。MUFGグループが今日あるのは、これまで長い間、お客さまからの信頼・信用に支えられてきたからにほかならず、これをさらに確固たるものにしていく為に、目先の収益にとらわれず、持続的にお客さまの発展を支えます。

1-1. 誠実な行動

常にお客さま本位で考え、公正・透明な企業活動を誠実に行之います。お客さまの利益が不当に損なわれることがないよう、お客さまの資産を適切に取り扱います。

1-2. 品質の追求

お客さまとの末永い信頼関係を築くために、お客さまの声に耳を傾け、商品・サービスの企画・開発から提供、その後の見直しに至るまで、品質の管理を徹底し、改善に努めます。

1-3. 期待を超えるサービスの提供

世界のお客さまの多様なニーズに対し、プロフェッショナルとして、グローバルなネットワーク、グループの総合力を活用して、期待を超えるサービスの提供をめざします。

第2章 社会に対する責任

グローバルに事業を展開する中で、国内外のあらゆる法令等を遵守し、金融システムの安定・信頼維持を図り、社会の健全な成長に貢献します。一人ひとりがMUFGグループの一員としての責任を自覚し、公正・透明な企業活動を誠実に行之、これま

で築き上げてきた社会からの信頼・信用を守り、高めます。

2-1. 社会ルールの遵守

国内外のあらゆる法令やルールを遵守することはもとより、高い倫理観にもとづいた正しい行動をとります。社会インフラである金融システムの機能不全やMUFGグループの信用失墜を防ぐため、以下を含め業務に関係する法令やルールを遵守します。

2-2. 金融犯罪・反社会的勢力への対応

金融犯罪および金融犯罪防止に係る規則・手続を潜脱しようとする試みを一切許容しません。商品・サービスが各種金融犯罪、マネー・ローンダリング（資金洗浄）およびテロ活動への資金支援等に関係する個人および団体に利用されないよう努めます。

2-3. 社会への貢献

各地域の歴史・文化・慣習等を尊重し、企業活動や役職員の社会貢献活動等を通じて、地域・国際社会の発展や環境の保全に貢献します。

第3章 職場における心構え

絶えず変化・多様化する顧客ニーズや外部環境の変化をいち早くとらえ、迅速に行動します。

役職員同士が、お互いを尊重し、プロフェッショナルとしての個人の力と地域・業態を越えたチームワークが最大限発揮され、新しい試みに取り組むことができる職場をつくっていきます。そしてMUFGグループがこれまで築き上げてきた有形・無形の資産・財産をしっかりと守ります。

3-1. 成長と挑戦

一人ひとりが知識・専門性・人間力を高め、チーム力を最大限発揮し、環境の変化をチャンスととらえ、新たな分野に挑戦していきます。

3-2. 働きやすい職場

全役職員の人権と多様性を尊重し、差別やハラスメント等を行わず、見逃しません。

3-3. 会社の資産・財産の取り扱い

MUFGグループ各社の有形・無形の資産・財産を守り、これを毀損するような行為を許しません。

3-4. 問題事象の報告・相談

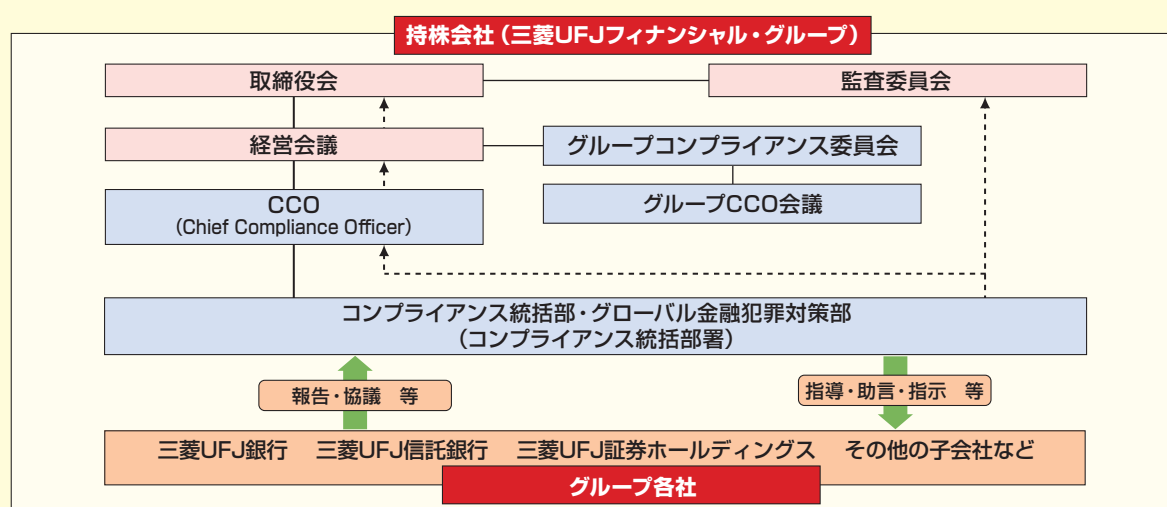
法令・社則等や本行動規範に違反する行為等に気づいたら、速やかに職場の上席者に報告・相談、あるいは内部通報制度等を通じて報告します。

● コンプライアンス体制

持株会社および主要な子会社である銀行、信託、証券（以下、「3社」）に、コンプライアンスに関する統括部署を設置しています。各社のコンプライアンス統括部署は、プログラムの策定や研修等を通じコンプライアンスの推進に取り組むとともに、各社の経営会議や取締役会に対して法令等遵守の状況に関する報告を行っています。

また、持株会社では「グループコンプライアンス委員会」、3社では「コンプライアンス委員会」を経営会議傘

下に設置し、コンプライアンスに係る重要事項について審議を行う体制を構築しています。持株会社では、CCO（Chief Compliance Officer）および3社のCCOを委員とするグループCCO会議を設置し、コンプライアンスに係る重要事項、およびコンプライアンスに関しグループとして共通認識を持つべき事項について審議を行っています。



● グローバル金融犯罪対策の態勢強化に向けた取り組み

MUFGは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止、経済制裁対応、贈収賄・汚職防止（以下、グローバル金融犯罪対策）に関する各国の監督当局の目線の高まりなどを背景に、当該領域の知見が集約している米国ニューヨークに、本部機能としてグローバル金融犯罪対策部を設置し、グローバル金融犯罪を検知し防止するためのさまざまな対策に取り組んでいます。

具体的には、グローバル金融犯罪コンプライアンス態勢を管理するためのガバナンス・監督体制を定め、グループ各社の戦略、業務活動、およびリスク・プロファイルに基づいた態勢構築の基礎となる規則を制定しています。これにより、グループ・グローバルベースで一貫性のある態勢を整備しています。

MUFGでは「グローバル金融犯罪対策ポリシー」を制定し、ウェブサイト公表しています。これにより、持株会社およびその子会社が関連法令・規則を遵守し、金融犯罪リスク管理に必要な統制を堅持することを表明しています。また、ウォルフスバーグ・グループ^{*1}の一員である銀行を通じて、他の国際的な金融機関と共に、グローバル金融犯罪対策に関わる態勢・指針の策定に貢献しています。

銀行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、並びに経済制裁違反を検知し防止するための各種業務や知見を集約する組織（Center of Excellence）を、米州・欧州・アジア・日本の各地域に設置しています。Center of Excellenceへの各拠点の業務を継続的に集約し、グローバルに均質かつ効率的なオペレーションの実現を推進していきます。

また、複雑化・巧妙化するグローバル金融犯罪リスクに柔軟かつ持続的に対応し、整合性・実効性・効率性のあるグローバル金融犯罪対策を可能とするため、システムを高度化するとともに、データ整備等を行っています。

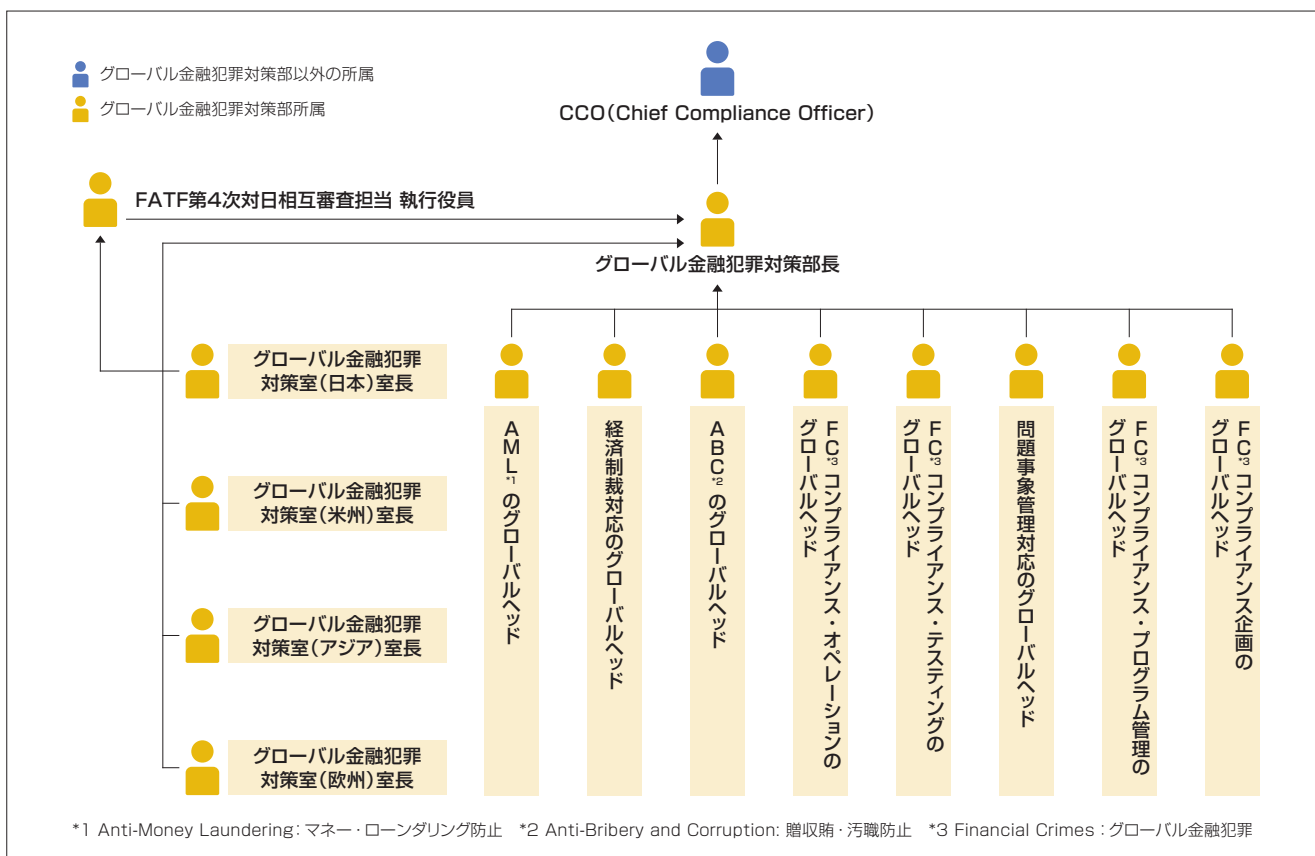
さらに、専門人材の採用、全社員を対象とした研修の実施、最新情報の展開、国内外人材の交流を通じた知識・スキルのグローバルな連携や蓄積を通じて、人材面での取り組みも強化しています。

今後も、社会からの信頼・信用を守り、高めることができるよう、各国の監督当局やFATF^{*2}等の国際機関の目線に沿った、グローバル金融犯罪対策の強化を進めます。

^{*1} グローバル金融犯罪リスク管理の枠組み構築を目的とする13の国際的な金融機関からなる非政府組織

^{*2} FATF：Financial Action Task Force on money laundering。マネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策における国際協調を推進するための政府間機関

■組織図（三菱UFJ銀行・グローバル金融犯罪対策部）



● 反社会的勢力に対する基本方針

MUFGグループは、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、業務の適切性と安全性の確保に努めます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、行動規範・社内規定等に明文の根拠を設け、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築することに努めます。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引は絶対に行いません。

反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

● 指定紛争解決機関制度への対応について

指定紛争解決機関とは、行政庁が指定した紛争解決機関で、金融機関の業務に関するお客さまからの苦情の申し出および紛争の解決の申し立てについて、公正中立な立場で

解決のための取り組みを行っています。

三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行はそれぞれ、以下の指定紛争解決機関と契約を締結しています。

三菱UFJ銀行

指定紛争解決機関の名称	一般社団法人全国銀行協会
連絡先および電話番号	全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772

三菱UFJ信託銀行

指定紛争解決機関の名称	一般社団法人全国銀行協会	一般社団法人信託協会
連絡先および電話番号	全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772	信託相談所 0120-817335

※一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

※一般社団法人信託協会は信託業法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関です。

● 内部通報制度・会計監査ホットライン

MUFGは、内部通報制度をガバナンス上の重要ツールと位置付け、コンプライアンス上の問題があれば早期に自浄できるよう、グループ各社で内部通報制度を整備し、さらにグループ・グローバルに常時受付対応可能な「MUFGコンプライアンス・ヘルプライン」を設置しています。

通報受付にあたっては、通報者の匿名性や寄せられた情報の機密性を確保し、通報したことで不利益が及ばないよう行動規範や各社の社内規定で定めています。通報者の保護を徹底しながら、通報された事象について調査し、是正措置とフォローアップを実施しています。

また、社員がコンプライアンス上少しでも気になることがあったときは迷わず利用できるよう、連絡先窓口のみならず通報実績を開示し、通報者個人を特定できない形で事例の共有を進めるなど、制度への信頼性向上に努めています。2022年度は当社および主要グループ各社の窓口で計411件の通報を受け付けました。

なお、2022年6月に施行された公益通報者保護法の改正に対しても、グループ各社の子会社・関連会社を含めて対応し、通報者がより安心して利用できる態勢を整備しています。

さらに、これらの内部通報制度とは別に、持株会社は、法律事務所を通報窓口として、持株会社を含むグループ各社における会計に係る不正処理等やそれが疑われる処理に関する社内外からの通報を受け付ける「会計監査ホットライン」を設置しています。

会計監査ホットライン

MUFGでは、グループ会社における会計、会計に係る内部統制および会計監査に関する不正処理（法令等に違反した事案）や不適切な処理もしくはこれらが疑われる処理などについての通報窓口として会計監査ホットラインを以下のとおり開設しています。通報は書簡またはe-mailにより受け付けます。

弁護士法人北星法律事務所

住所：東京都千代田区有楽町1-9-4 蚕糸会館8階

e-mail address：MUFG-accounting-audit-hotline@hokusei-law.com

情報を送付する際には、以下についてご注意願います。

- 対象は、MUFGグループ会社の不正等に関するものに限られます。
- 当該事案に係る詳しい事実についてご記入ください。詳しい事実の提供がない場合、調査等に限界が生じることがあります。
- 匿名で情報を送付いただいても構いません。
- 通報者に関する情報については、通報者本人の同意がある場合を除き、第三者に対し伝達しません。ただし、法令上開示が必要な場合、または調査・報告等に必要な限度において通報者の氏名を除く情報が伝達される場合を除きます。
- 日本語または英語での通報をお願いします。
- ご要望があれば、通報受領後然るべき期間内に通報事案の対応等を通報者に還元するように努めますが、対応できない場合はご了承ください。